

本日発送の「協会ニュース」に同封していますが、ご質問が多く寄せられているので、FAXでもお送りします。

厚労省「新型コロナウィルス感染症対策」の中で

医療機関の受け入れ体制等に関するもの

2020.3.3/高知保険医協会

新型コロナウィルス感染症の広がりの中で、厚生労働省から関連通知等が多く発出されています。その中で医療機関での患者受け入れ、診療報酬請求に関わる部分等をピックアップしました。順不同ですのでご了承ください。詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください（下図）。なお、ここに書かれていることが全てではありませんし、日々更新されていますので、ご注意ください。

- ① 感染症指定医療機関以外の医療機関での病床の確保の依頼がされている。
- ② 上記の病床確保に要した費用について、感染症予防事業費等国庫負担金交付要綱に基づいた補助がある。
- ③ 新型コロナウィルス感染症が疑われる場合の外来での感染予防策については2020年2月21日付の厚労省・事務連絡「医療機関における新型コロナウィルス感染症への対応について（その2）」等を参考にする。外来での受け入れのために通常以上の費用がかかった場合への補助金等は、いまのところない。
- ④ 新型コロナウィルス感染症の患者及び疑似症患者を、緊急時の対応として、感染症 病床の病室に定員を超過して入院させる場合や、処置室等病室以外の場所に入院させる場合は、医療法施行規則第10条ただし書きの臨時応急の場合に該当する。
- ⑤ 新型コロナウィルス感染症患者等を受け入れたことにより、医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合の入院基本料の100分の90、あるいは100分の80の減額措置は、当面の間、適用しない。
- ⑥ 慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合、電話や情報通信機器を用いて診療し、医薬品の処方ができる。ただし、新型コロナウィルスへの感染を疑う患者の診療は、初診で電話や通信機器を用いた診療はできない。
- ⑦ 上記⑥の電話や情報通信機器を用いて診療した場合は、電話等再診料を算定する。処方箋料も算定できる。
- ⑧ 国の要請に基づき外出を自粛している者に往診した場合は、往診料、訪問診療料が算定できる。
- ⑨ 介護保険の更新にあたっての認定調査が困難な場合、要介護認定、要支援認定の有効期間は、12カ月の範囲内で市町村が定める期間、延長ができる。
- ⑩ 新型コロナウィルス感染症の発症の疑いがある場合で、帰国者・接触者外来（一般的の外来ではない）を受診する時、その患者さんが提示した保険証が国保の資格証明書だった時は、被保険者証とみなして取り扱う。
(処方箋記載等注意事項あり)

厚労省ホームページ

